

宮古島市景観条例施行規則

平成24年 3 月 30 日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市景観条例（平成24年宮古島市条例第7号。以下「条例」という。）、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、省令、条例及び法第8条第1項の規定により市が定める景観計画において使用する用語の例による。

(行為の届出等)

第3条 法第16条第1項の規定による届出は、条例第15条第1項の規定により、別表の左欄に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付した宮古島市景観計画区域内行為届出書（様式第1号）による。

2 法第16条第2項の規定及び届出をした者等の変更による届出は、別表の左欄に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付した宮古島市景観計画区域内行為変更届出書（様式第2号）による。

3 条例第16条の別表第2に掲げる行為における規模の算定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物の延べ面積、軒の高さは、建築基準法（昭和25年法律第201号）に準じて算出したもの
- (2) 建築物の高さは、建築物が接する最低地盤面から塔屋又は高架水槽を含む建物の上端まで。ただし、塔屋又は高架水槽の水平投影面積が建築面積の8分の1以内で高さ3m以下の場合は高さに算入しない。
- (3) 工作物の高さは、工作物が接する最低地盤面から上端まで（建築物と一体となって設置される場合にあつては、建築物が接する最低地盤面から工作物の上端まで）

4 市長は、第1項又は第2項の届出があつた場合において、当該届出の内容について景観計画に定める景観形成基準に基づき審査し、法第16条第3項の規定による勧告又は法

第17条第1項に規定する変更命令等を行う必要がないと認めるときは、届出をした者に対し、宮古島市景観計画区域内行為届出審査結果通知書（様式第2号の2）により、当該届出書の副本及びその添付図書を添えて、通知するものとする。

（届出をした者に対する勧告）

第4条 法第16条第3項の規定による勧告は、宮古島市景観計画区域内行為設計変更等勧告書（様式第3号）による。

（国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等）

第5条 法第16条第5項の規定による通知は、別表の左欄に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付した宮古島市景観計画区域内行為通知書（様式第4号）による。

2 市長は、法第16条第6項の規定による協議を求めるときは、宮古島市景観計画区域内行為通知審査結果通知書（様式第4号の2）により、当該通知書の副本及びその添付図書を添えて、通知するものとする。

3 法第16条第6項の規定による協議を求めるときは、宮古島市景観計画区域内行為協議書（様式第5号）による。

（変更命令等）

第6条 法第17条第1項に規定する命令は、宮古島市景観計画区域内行為設計変更等命令書（様式第6号）による。

2 法第17条第4項の規定による通知は、宮古島市景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書（様式第7号）による。

3 法第17条第5項に規定する命令は、宮古島市景観計画区域内行為原状回復等命令書（様式第8号）による。

4 法第17条第7項の報告は、宮古島市景観計画区域内行為状況等報告書（様式第9号）による。

5 法第17条第8項及び第23条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第10号）による。

（行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知）

第7条 市長は、法第18条第2項の規定により期間を短縮したときは、宮古島市景観計画区域内行為着手期間短縮通知書（様式第11号）により、法第16条第1項又は第2項の規

定による届出をした者に通知するものとする。

(景観重要建造物の指定の提案)

第8条 法第20条第1項又は第2項の規定による提案は、宮古島市景観重要建造物指定提案書(様式第12号)による。

2 法第20条第3項の規定による通知は、宮古島市景観重要建造物非指定通知書(様式第13号)による。

(景観重要建造物の指定の通知)

第9条 法第21条第1項の規定による通知は、宮古島市景観重要建造物指定通知書(様式第14号)による。

2 市長は、法第21条第2項の標識に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 指定の理由となった外観の特徴

3 市長は、法第21条第2項の標識を、当該景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更許可の申請等)

第10条 法第22条第1項の許可の申請は、宮古島市景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第15号)による。

2 市長は、法第22条第1項の許可をしたときは、宮古島市景観重要建造物現状変更許可書(様式第16号)により、通知するものとする。

3 市長は、法第22条第1項の許可をしないこととしたときは、宮古島市景観重要建造物現状変更不許可通知書(様式第17号)により、通知するものとする。

(原状回復等の命令)

第11条 法第23条第1項に規定する命令は、宮古島市景観重要建造物原状回復等命令書(様式第18号)による。

(管理に関する命令又は勧告)

第12条 法第26条に規定する命令は、宮古島市景観重要建造物管理改善等命令書(様式第19号)による。

2 法第26条の規定による勧告は、宮古島市景観重要建造物管理改善等勧告書(様式第20

号)による。

(景観重要建造物の指定の解除)

第13条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、宮古島市景観重要建造物指定解除通知書(様式第21号)による。

(景観重要樹木の指定の提案)

第14条 法第29条第1項又は第2項の規定による提案は、宮古島市景観重要樹木指定提案書(様式第22号)による。

2 法第29条第3項の規定による通知は、宮古島市景観重要樹木非指定通知書(様式第23号)による。

(景観重要樹木の指定の通知等)

第15条 法第30条第1項の規定による通知は、宮古島市景観重要樹木指定通知書(様式第24号)による。

2 市長は、法第30条第2項の標識に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種
- (3) 指定の理由となった樹容の特徴

3 市長は、法第30条第2項の標識を、当該景観重要樹木の良い景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の現状変更許可の申請等)

第16条 法第31条第1項の許可の申請は、宮古島市景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第25号)による。

2 市長は、法第31条第1項の許可をしたときは、宮古島市景観重要樹木現状変更許可書(様式第26号)により、通知するものとする。

3 市長は、法第31条第1項の許可をしないこととしたときは、宮古島市景観重要樹木現状変更不許可通知書(様式第27号)により、通知するものとする。

(原状回復等の命令)

第17条 法第32条第1項に規定する命令は、宮古島市景観重要樹木原状回復等命令書(様式第28号)による。

(管理に関する命令又は勧告)

第18条 法第34条に規定する命令は、宮古島市景観重要樹木管理改善等命令書（様式第29号）による。

2 法第34条の規定による勧告は、宮古島市景観重要樹木管理改善等勧告書（様式第30号）による。

（景観重要樹木の指定の解除）

第19条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、宮古島市景観重要樹木指定解除通知書（様式第31号）による。

（所有者等の変更の届出）

第20条 法第43条の規定による届出は、宮古島市景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者変更届出書（様式第32号）による。

（景観整備機構の指定等）

第21条 法第92条第1項の規定による申請は、次に掲げる書類を添付した宮古島市景観整備機構指定申請書（様式第33号）による。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 業務計画書
- (3) 事業計画書
- (4) 資金計画書
- (5) その他市長が必要があると認めるもの

2 市長は、法第92条第1項に規定する法人について、景観整備機構に指定したときは、当該法人に対し宮古島市景観整備機構指定通知書（様式第34号）により、通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ宮古島市景観審議会の意見を聴くことができる。

（アドバイザーの役割）

第22条 条例第26条の景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、景観まちづくりに関する事項について、技術的指導、助言等を行うものとする。

（アドバイザーの委嘱）

第23条 アドバイザーは、次に掲げる分野の専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 都市計画
- (2) 土木
- (3) 建築
- (4) 造園
- (5) 彫刻

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる分野以外の分野の専門的知識を有する者を、アドバイザーに委嘱することができる。

(アドバイザーの任期)

第24条 アドバイザーの任期は、1年とする。ただし、補欠のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

2 アドバイザーは、再任されることができる。

(依頼書等)

第25条 市長は、アドバイザーに技術的指導、助言等を求めるときは、宮古島市景観アドバイザー調査検討依頼書（様式第35号）により依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けたアドバイザーは、調査検討を行った結果を、宮古島市景観アドバイザー調査検討報告書（様式第36号）により、市長に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の宮古島市景観条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に届出を受理したものから適用し、同日前に届出を受理したものについては、なお従前の例による。

別表（第3条、第5条関係）

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（法第16条第1項第1号関係） 2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（法第16条第1項第2号関係）	付近見取図	1) 方位 2) 道路 3) 目標となる地物 4) 行為の位置	
	配置図 (縮尺1/200程度)	1) 縮尺 2) 方位 3) 寸法 4) 敷地の境界線 5) 敷地内における届出に係る建築物等の位置 6) 届出に係る建築物等と他の建築物等との別 7) 建築物等の各部分の高さ 8) 擁壁 9) 敷地の接する道路の位置及び幅員 10) 敷地及び道路の高低差 11) 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 12) 垣、柵、塀、張り芝等の位置 13) 外構施設の位置及び材料 14) 現況写真の撮影位置及び撮影方向	緑地の割合、壁面後退の距離などの表示
	各階平面図 (縮尺1/100程度)	1) 縮尺 2) 方位 3) 寸法 4) 開口部の位置	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあつては添付を要しない。
2面以上の立面図 ただし、アクセントカラー	1) 縮尺 2) 寸法 3) 開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 4) 壁面の仕上げ材料及び色彩（マンセル値表示）	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあつては、カラー写真	

号関係)	ラーを用いた面は全て (縮尺1/100程度)	5) 屋根の仕上げ材料	に代えることができる。色彩については、色調をできるだけ詳しく記入し、以下の項目を示すこと。 1) 基調色(主な壁面色) 2) アクセントカラーの使用がある場合は、各面の面積に対するアクセントカラーの割合及び配置の説明
	求積図	1) 敷地面積 2) 建築面積 3) 延べ面積 4) 水平投影面積 5) 緑地面積	塔屋又は高架水槽がある場合は、その水平投影面積も記入する
	2面以上の断面図 (縮尺1/100程度)	1) 縮尺 2) 寸法 3) 開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 4) 道路、擁壁、垣、柵の位置及び高さ	
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	眺望点又は航路からの写真及び図	1) 行為の場所が分かるように撮影した写真 2) 撮影した場所と行為の場所の位置関係が分かる図	農地・集落景観ゾーン、海岸地域景観ゾーン、拠点景観ゾーン内の歴史・文化拠点景観及び景勝地景観のみ
	位置、景観上の工夫等	1) 稜線や海岸線を連続しないような配置の方法	1) 農地・集落景観ゾーン、海岸地域景観ゾ

	を説明した 図	2) 規定の高さを超える場合の ただし書きに係る工夫の方法	ーン、拠点景観ゾーン 内の歴史・文化拠点景 観及び景勝地景観のみ 2) 規定の高さを超え る場合のみ壁面後退距 離（距離(D)と高さ(H) の割合(D/H)）及び配 置・形態・意匠の工夫 を記載
	その他	参考となるべき事項を記載	
3 都市計 画法（昭和 43年法律第 100号）第 4条第12項 に規定する 開発行為 （法第16条 第1項第3 号関係）	付近見取図	1) 方位 2) 道路 3) 目標 となる地物 4) 行為の位置	
	現況図 （縮尺1／ 500程度）	1) 縮尺 2) 方位 3) 行為 地及び周辺の土地利用状況 4) 隣接する道路の位置及び幅 員 5) 行為の区域 6) 縦横 断図の位置及び方向 7) 現況 写真の撮影位置及び撮影方向	
	計画図 （縮尺1／ 500程度）	1) 縮尺 2) 方位 3) 行為 後の法面、擁壁その他の構造物 の位置、種類及び規模 4) 行 為後の土地利用計画及び緑化計 画	緑地の割合などの表示
	縦横断図 （縮尺1／ 500程度）		行為の前後における土 地の縦断図及び横断図 とする。
	カラー現況 写真	行為の場所及びその付近の状況 がわかるもの	

	その他	参考となるべき事項を記載	
4-1 土 石の採取又 は鉱物の掘 採	付近見取図	1) 方位 2) 道路 3) 目標 となる地物 4) 行為の位置	
	現況図 (縮尺 1 / 500程度)	1) 縮尺 2) 方位 3) 行為 地及び周辺の土地利用状況 4) 隣接する道路の位置及び幅 員 5) 行為の区域 6) 縦横 断面図の位置及び方向 7) 現況 写真の撮影位置及び撮影方向	
	計画図 (縮尺 1 / 500程度)	1) 縮尺 2) 方位 3) 行為 後の法面、擁壁その他の構造物 の位置、種類及び規模 4) 行 為中の遮へい物の位置、種類、 構造及び規模 5) 事後の措置 6) 緑化計画	
	縦横断面図 (縮尺 1 / 500程度)		行為の前後における土 地の縦断面図及び横断面図 とする。
	カラー現況 写真	行為の場所及びその付近の状況 がわかるもの	
	眺望点、航 路の図	届出に係る建築物等から見える 眺望点、航路を記載	
	その他	参考となるべき事項を記載	
4-2 土 地の開墾、 土地の形質 の変更	付近見取図	1) 方位 2) 道路 3) 目標 となる地物 4) 行為の位置	
	現況図 (縮尺 1 / 500程度)	1) 縮尺 2) 方位 3) 行為 地及び周辺の土地利用状況 4) 隣接する道路の位置及び幅	

		員 5) 行為の区域 6) 縦横断図の位置及び方向 7) 現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	計画図 (縮尺 1 / 500程度)	1) 縮尺 2) 方位 3) 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 4) 行為後の土地利用計画及び緑化計画	緑地の割合などの表示
	縦横断図 (縮尺 1 / 500程度)		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	
5 木竹の伐採	付近見取図	1) 方位 2) 道路 3) 目標となる地物 4) 行為の位置	
	現況図及び伐採位置図 (縮尺 1 / 500程度)	1) 縮尺 2) 方位 3) 行為地及び周辺の土地利用状況 4) 隣接する道路の位置及び幅員 5) 伐採の区域 6) 現況写真の撮影位置及び撮影方向	伐採する木竹の種類ごとに、その名称と位置を表示する。
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	1) 伐採する理由 2) 伐採後の土地利用計画 3) 伐採後の植栽等の措置 4) その他参考となる事項	
6 屋外に	付近見取図	1) 方位 2) 道路 3) 目標	物品の名称、種類

おける土 石、廃棄 物、再生資 源その他の 物件の堆積		となる地物 4) 行為の位置	
	配置図 (縮尺 1 / 500程度)	1) 縮尺 2) 寸法 3) 敷地 の形状及び寸法 4) 物品の集 積又は貯蔵の位置、面積及び高 さ 5) 遮へい物の位置、種 類、構造及び規模 6) 隣接す る道路の位置及び幅員 7) 現 況写真の撮影位置及び撮影方向	
	カラー現況 写真	行為の場所及びその付近の状況 がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	